

	質問	回答
1	聴覚障害の障害者手帳を持っていますが、助成対象になりますか？	聴覚障害の障害者手帳をお持ちの方は本事業の助成対象にはなりません。障害福祉課(☎25-9855)にお問い合わせください。
2	介護認定を受けていませんが、助成対象になりますか？	要支援・要介護の認定を受けていなくても助成対象になります。
3	施設に入所していますが、助成対象になりますか？	本事業は補聴器の利用を通じて外出や地域交流につながる効果の検証を目的としており、グループホーム、老人福祉施設、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する方は助成対象にはなりません。
4	補聴器の買い替えの都度、助成を受けることはできますか？	両耳・片耳を問わず、助成は1人1回限りです。
5	既に購入した補聴器は助成対象になりますか？	市から助成決定通知を受け取る前に購入した補聴器は助成対象にはありませんのでご注意ください。
6	集音器や補聴支援機能付きイヤホンも助成対象になりますか？	集音器や補聴支援機能付きイヤホンは助成対象にはなりません。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で医療機器に指定されている補聴器が助成対象になります。
7	イヤモールドなど補聴器の付属品も助成対象になりますか？	付属品は助成対象にはなりません。助成対象は補聴器の本体のみです。
8	補聴器の修理費は助成対象になりますか？	修理費やメンテナンス費は助成対象にはなりません。助成対象は購入費のみです。
9	通信販売で購入する補聴器は助成対象になりますか？	通信販売で購入する補聴器は助成対象にはなりません。認定補聴器技能者が在籍する市内指定販売店で購入してください。指定販売店の一覧は市ホームページに掲載しています。
10	認定補聴器技能者とは何ですか？	補聴器の専門的な知識及び技能を持つ補聴器販売従事者に対して、公益財団法人テクノエイド協会が認定する資格です。4年間の講習期間と試験に合格することで資格が得られます。また、5年おきに講習を受けて資格の更新が必要です。

	質問	回答
11	アンケート調査とはどのようなものですか？	補聴器の購入前と購入後に行い、聞こえ方の改善具合や介護予防効果を検証するためのアンケート調査です。
12	アンケート調査には必ず回答が必要ですか？	アンケート調査への回答は助成の要件になっていますので、回答をお願いします。
13	本人の代わりに、家族が参加申込書を提出してもいいですか？	補聴器利用希望者の承諾を得ていれば、家族が参加申込書を提出したり、申込フォームから送信しても差し支えありません。
14	補聴器販売店に作成を依頼する見積書に指定の用紙はありますか？	指定の用紙はありませんが、補聴器の品番・型番、価格、見積年月日の記載が必要です。
15	市が指定する医師意見書の用紙を使わずに、耳鼻咽喉科医が作成した診断書を提出してもいいですか？	市が指定する医師意見書の用紙をお使いいただく必要がありますので、市から届いた医師意見書の用紙を耳鼻咽喉科に持参の上、受診してください。
16	モデル事業に参加しましたが、聴力検査をした結果、助成対象ではありませんでした。どのようにキャンセルしたらいいですか？	手続が必要ですので長寿社会課（☎25-5273）にご連絡ください。また、治療が必要な場合は耳鼻咽喉科医の指示に従ってください。
17	補聴器購入費は医療費控除の対象になりますか？	条件がありますのでお近くの税務署にお問い合わせください。

※令和6年度旭川市介護予防高齢者補聴器購入費助成モデル事業のホームページは、下の二次元コードからご覧いただけます。

